

監事の監査報告書

令和4年6月24日

地方独立行政法人堺市立病院機構

理事長 門田守人様

地方独立行政法人堺市立病院機構

監事 伊藤一博
監事 中島義香

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下、機構という）の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第10期事業年度における業務の執行を監査しました。その結果について、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事会に出席し、加えて必要に応じその他の重要な会議に出席するほか議事録等の重要な文書を閲覧し、また、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、関連する書類等の査閲によりこれを確かめました。また、財務に関する状況に関しては、会計監査人から監査の方法の概要及び結果について報告並びに説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 機構の業務について、法令等の遵守その他業務の適正な実施並びに中期目標の着実な達成のための効果的かつ効率的な業務の実施の観点から特に指摘すべき重要な事項は認められません。
- (2) 機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用について特に指摘すべき重要な事項は認められません。
- (3) 有限責任監査法人トマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (4) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、機構の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (6) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

以上